○令和６年度（2024 年度）八王子市私道整備砂利支給要綱

令和６年（2024 年）４月１日施行

（目的）

第１条 この要綱は、私道を整備するため、予算の範囲内において、市が無償で砂利を支給することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条 この要綱について「私道」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第３条に規定する道路以外の道路で、その敷地が私人の所有に属し、常時一般交通の用に供されているものをいう。

（支給対象）

第３条 砂利を支給することのできる私道は、次の各号の一に該当するもので、かつ、砂利を敷くことについて敷地所有者、借地権者、その他これに準ずる者（以下「所有者等」という。）の同意を得たものとする。

（１） 起点及び終点が公道に接続している幅員２メートル以上の私道

（２） 公道に接続している幅員２メートル以上、延長１０メートル以上の袋路で現に３世帯以上（集合住宅は除く）が利用している私道

（３） その他市長が公益上特に必要と認めた私道

２ 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する私道は、この限りでない。

（１） 開発行為で事業者管理となっている私道

（２） 団地内私道またはマンション等の敷地内私道

（３） 専ら賃貸借の用に供する家屋に係る私道

（代表者の選任）

第４条 砂利支給の申請を取り扱う者（以下「申請者」という。）は、私道の所有者等から選任された代表でなければならない。

（支給申請）

第５条 私道整備事業砂利支給申請書（第１号様式（様式略））に同意書（第２号様式（様式略））を添えて、市長に提出しなければならない。

２ 前項の申請期間は、令和６年（2024 年）４月１日から令和７年（2025 年）３月 10 日までとする。

（支給の決定）

第６条 市長は、前条の規定による申請があったときは、現地調査その他必要な調査を行い、砂利の支給を決定する。

（支給）

第７条 市長は、前条の規定により支給を決定したときは速やかに砂利を支給するものとする。

（支給条件等）

第８条 申請者は、砂利敷工事を自ら行わなければならない。

２　申請者は、支給を受けた砂利を他の目的に使用してはならない。

附　則

この要綱は、令和６年（2024 年）４月１日から施行する。